

国指定鳥獣保護区の指定等及び 特別保護地区の指定について

平成30年10月2日(火)

中央環境審議会自然環境部会

野生生物小委員会

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- 環境大臣が、鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。 環境大臣が、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要と認める区域については、国指定鳥獣保護区に指定。	・狩猟を禁止	20年以内 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の 存続期間の範囲内
特別保護 指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区 において、区 域と期間を定 める

(法第32条) 損失の補償

第28条第11項の規定により当該土地又は鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

2. 指定区分及び指定基準

(1) 大規模生息地 (浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2) 集団渡来地 (中海(カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 35箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3) 集団繁殖地 (天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 19箇所)

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

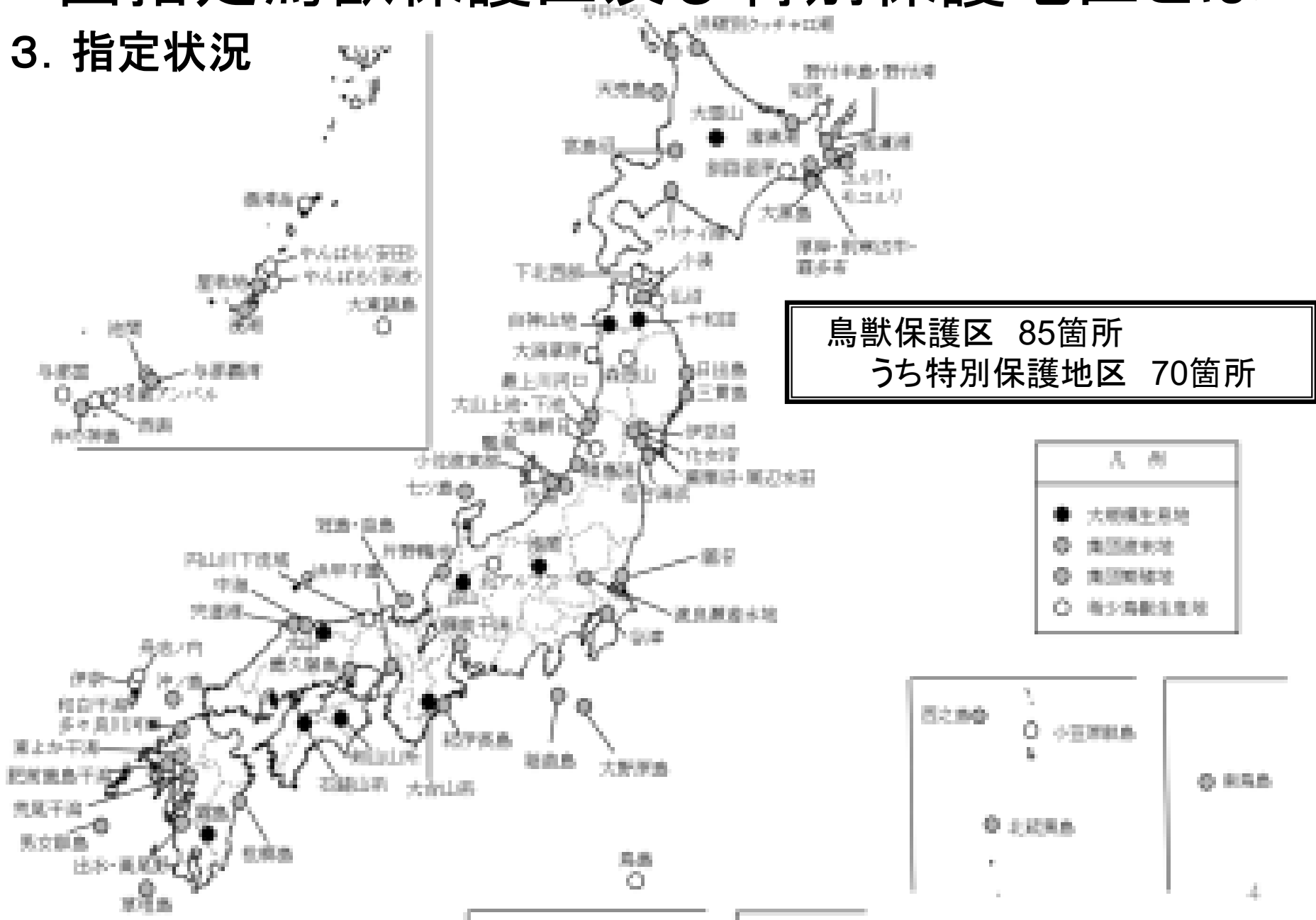
(4) 希少鳥獣生息地 (鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 21箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

(「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」より)

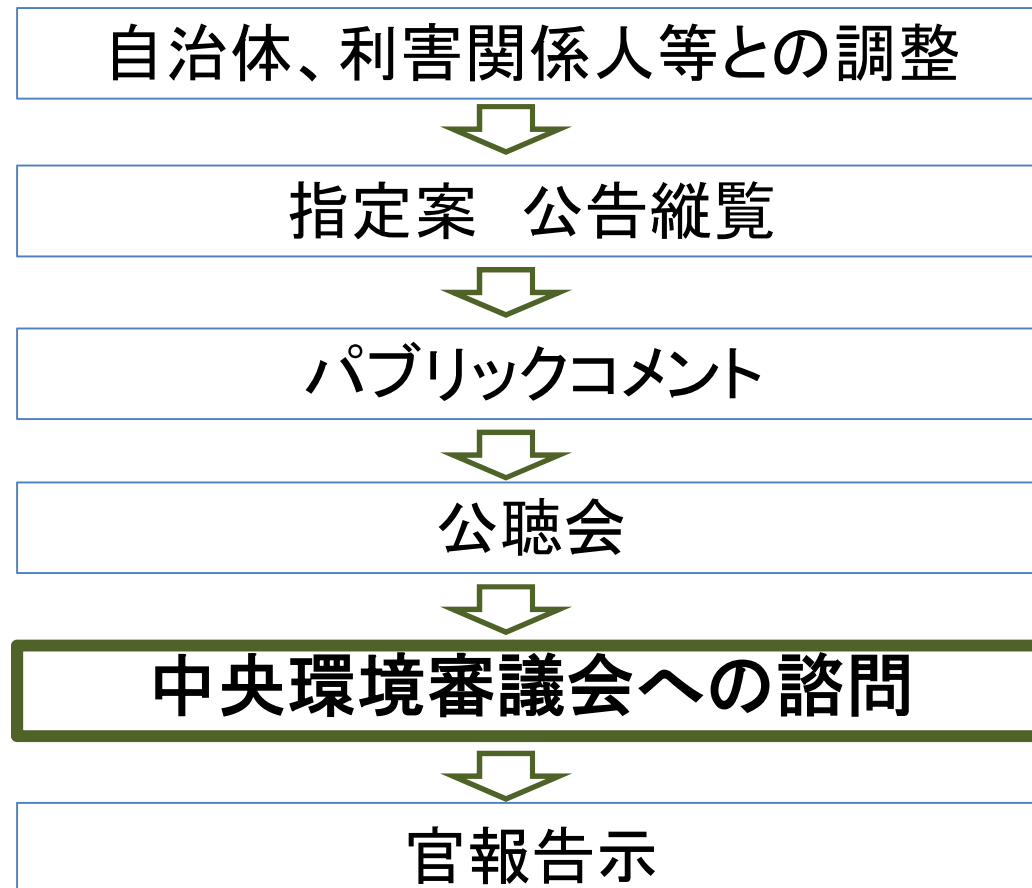
国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

3. 指定状況



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

4. 指定までの主な手順



● 今回の諮問対象案件

鳥獣保護区

・新規指定1件

(法第28条第1項)

・既指定保護区の変更(拡張)2件

(法第28条第2項)

特別保護地区

・新規指定1件

・存続期間終了後の再指定 5件

(法第29条第1項)

今回諮問する鳥獣保護区及び特別保護地区



今回諮問する鳥獣保護区及び特別保護地区

鳥獣保護区 及び特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間 (H30.11～)	面積 (ha)
釧路湿原鳥獣保護区	変更 (拡張)	希少鳥獣生息地	北海道釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村	20年間	11,426 →17,241
釧路湿原特別保護地区	再指定 (拡張)	希少鳥獣生息地	北海道釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村	20年間	6,934 →9,829
小佐渡東部鳥獣保護区	変更 (拡張)	希少鳥獣生息地	新潟県佐渡市	10年間	12,582 →12,919
小佐渡東部特別保護地区	再指定	希少鳥獣生息地	新潟県佐渡市	10年間	735
葛西沖三枚洲鳥獣保護区	指定	集団渡来地	東京都江戸川区	H30.10.15(予定) から20年間	380
葛西沖三枚洲特別保護地区	指定	集団渡来地	東京都江戸川区	H30.10.15(予定) から20年間	367
浜甲子園特別保護地区	再指定	集団渡来地	兵庫県西宮市	20年間	12
霧島特別保護地区	再指定	大規模生息地	宮崎県都城市、小林市、えびの市、高原町、鹿児島県霧島市	10年間	1,936
仲の神島特別保護地区	再指定	集団繁殖地	沖縄県竹富町	20年間	18

指定後の鳥獣保護区及び特別保護地区

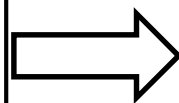
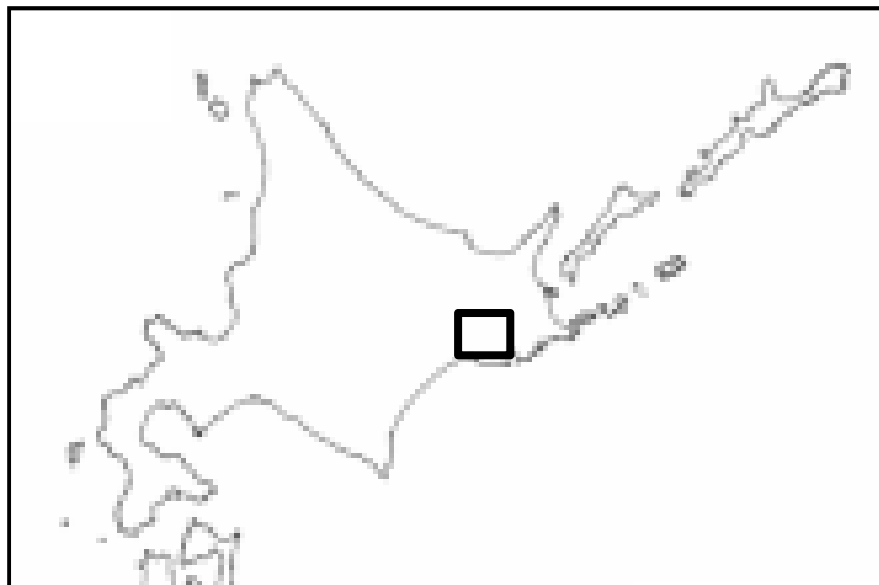
- ・箇所数 85箇所 → 86箇所
うち特別保護地区 70箇所 → 71箇所
- ・面積

鳥獣保護区	585,973ha	→	590,424ha
特別保護地区	160,343ha	→	163,817ha

国指定釧路湿原鳥獣保護区の変更(拡張) 釧路湿原特別保護地区の再指定について

釧路湿原鳥獣保護区(17,241ha)

釧路湿原特別保護地区(9,829ha)



釧路湿原鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 位置

北海道釧路市、釧路町、
標茶町、鶴居村

● 指定区分

希少鳥獣生息地

● 面積

鳥獣保護区

17,241ha (5,815ha拡張)

特別保護地区

9,829ha (2,895ha拡張)

● 存続期間

平成30年11月1日

から20年間



釧路湿原鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 他法令による規制区域等

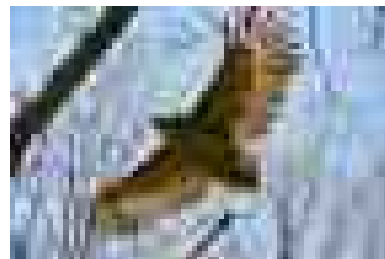
- ・釧路湿原国立公園
- ・ラムサール条約登録湿地

● 生息する鳥獣

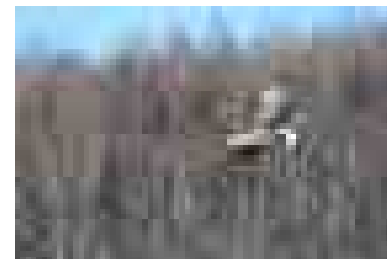
- ・鳥類：48科206種
タンチョウ、シマフクロウ、チュウヒ、
オジロワシ、オオワシ等
- ・獣類：10科38種
キタキツネ、エゾシカ、エゾリス等

● 自然環境の概要

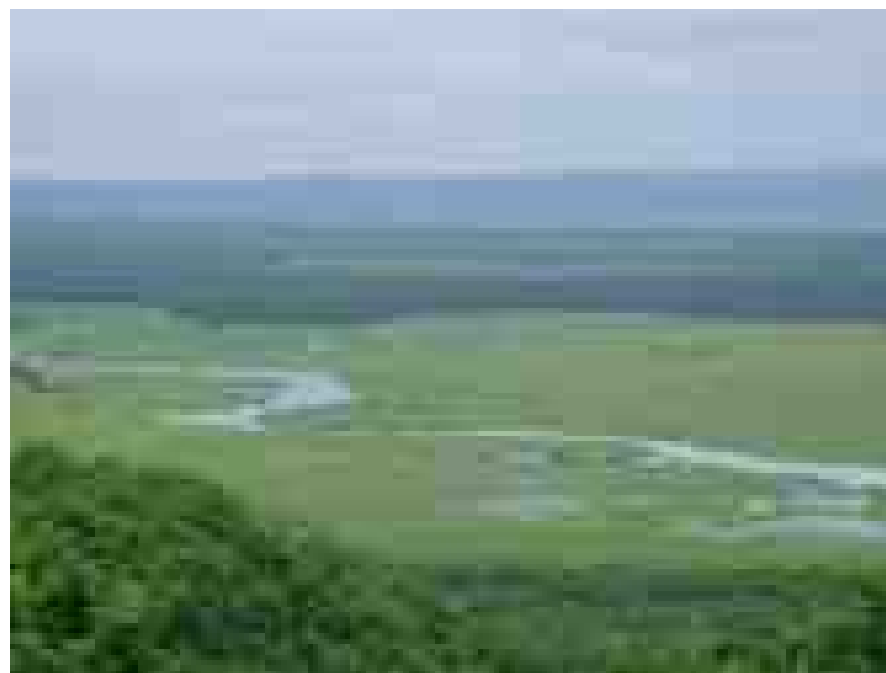
- ・日本最大の釧路湿原及び湿原を取り囲む丘陵地
- ・低層湿原ではタンチョウが営巣。
- ・シラルトロ沼等の淡水湖沼ではヒシクイ等のガンカモ類の利用が見られる。



シマフクロウ



オジロワシ



釧路湿原

釧路湿原鳥獣保護区の区域拡張

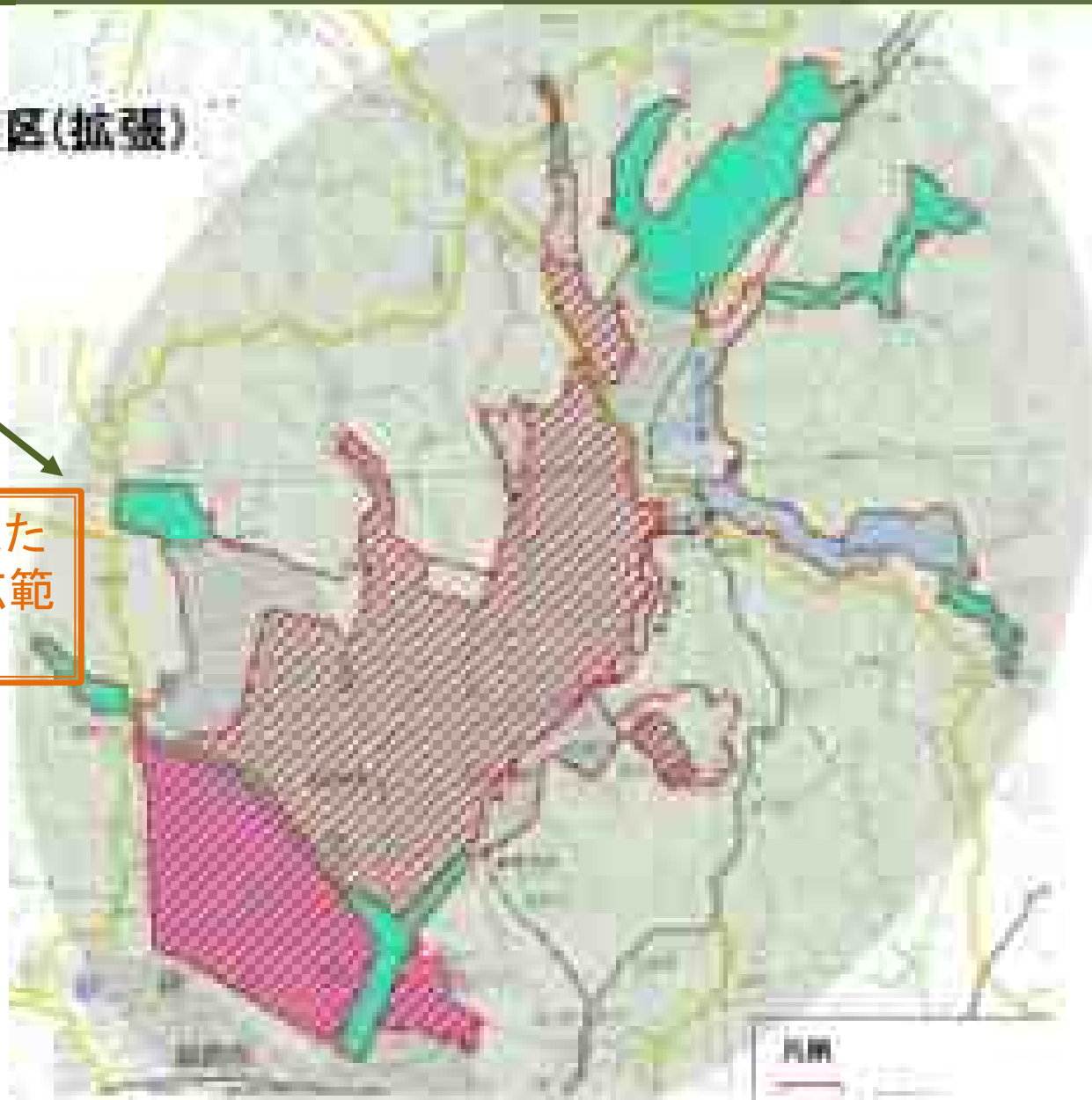
＜鳥類の生息状況＞

釧路湿原鳥獣保護区(拡張)



タンチョウの営巣地

タンチョウの数が増えたことにより営巣地が広範囲に分布

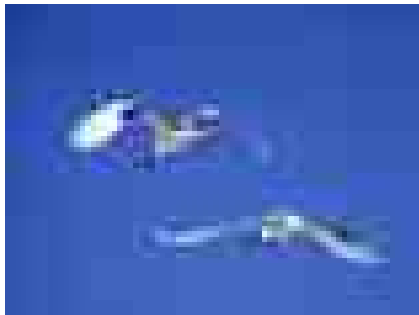


釧路湿原鳥獣保護区の区域拡張

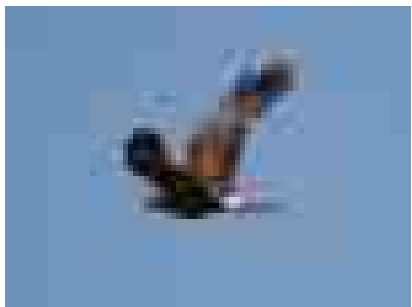
タンチョウの営巣地が確認されている区域を新たに鳥獣保護区に指定(区域拡張)

鳥獣保護区5,815ha拡張
特別保護地区2,895ha拡張

- 生息地分散の促進を目的に生息好適地である場所を鳥獣保護区に指定し、タンチョウの保護を図る。
- 国内希少種チュウヒの生息も確認されている。



タンチョウ
環境省RL絶滅危惧Ⅱ類
国内希少種

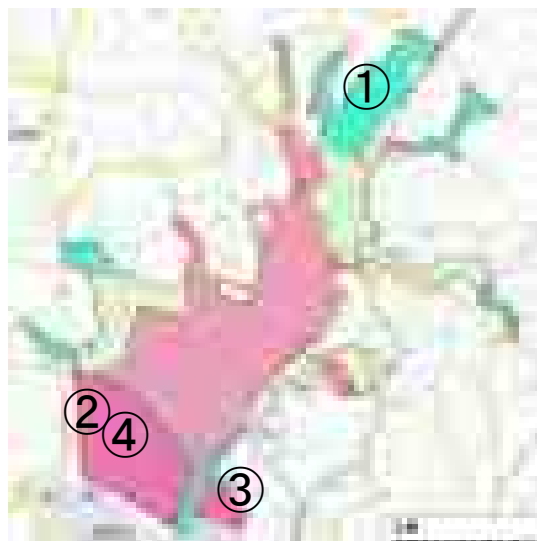


チュウヒ
環境省RL絶滅危惧ⅠB類
国内希少種



釧路湿原鳥獣保護区の拡張

<特別保護地区>



② 恩根内



③ 環境省所管地

<鳥獣保護区>



① 釧路川



④ 右岸堤防

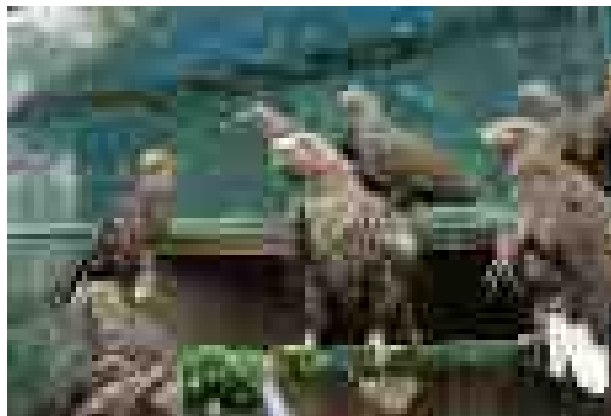
釧路湿原鳥獣保護区及び同特別保護地区の管理状況

前回指定時の管理方針

- 鳥獣保護区管理員により、鳥獣の生息状況等を把握するための調査を行う。
- 利用者による鳥類への影響や違法捕獲防止のため、自然保護官や鳥獣保護区管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係地方公共団体や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

<管理状況>

- 国指定鳥獣保護区管理員による巡視及び鳥獣調査、制札の点検
- 傷病鳥獣の救護
- 野生生物等に関する普及啓発



左：釧路湿原野生生物保護センター
右：釧路湿原野生生物保護センター
に收容されているオジロワシ

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成30年8月20日(月)
- 場所：釧路地方合同庁舎 第5共用会議室
- 公述人：21名
(本人出席1名、代理出席4名、欠席16名)
- 意見：賛成21名



主な意見	意見の対応
○エゾシカによる農業被害が増大している中、鳥獣保護区の拡張はエゾシカが逃げ込む場所の拡張である。現状を把握した上での配慮を願う。	○環境省としては鳥獣捕獲許可の対応のほか、国立公園(鳥獣保護区)でエゾシカの個体数調整捕獲を実施している。

公告縦覧及びパブリックコメントの実施結果

公告縦覧

- 期間:平成30年8月14日(火)～平成30年8月27日(月)
- 場所:環境省自然環境局野生生物課、釧路自然環境事務所
- 意見:なし

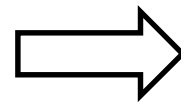
パブリックコメント

- 期間:平成30年8月15日(水)～平成30年9月3日(月)
- 場所:インターネット(電子政府の総合窓口[e-Gov]<http://www.e-gov.go.jp/>)
- 意見:なし

国指定小佐渡東部鳥獣保護区の変更(拡張) 小佐渡東部特別保護地区の再指定について

小佐渡東部鳥獣保護区(12,919ha)

小佐渡東部特別保護地区(735ha)



小佐渡東部鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

- **位置**

新潟県佐渡市

- **指定区分**

希少鳥獣生息地

- **面積**

鳥獣保護区

12,919ha (337ha拡張)

特別保護地区

735ha(再指定)

- **存続期間**

平成30年11月1日から10年間



小佐渡東部鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 他法令による規制区域等

- ・佐渡弥彦米山国定公園
- ・小佐渡県立自然公園

● 生息する鳥獣

- ・鳥類:51科219種
トキ、ミサゴ、ハヤブサ、サドカケス等
- ・獣類:8科19種
サドモグラ、サトガリネズミ、サドノウサギ等
(特別保護地区)
- ・鳥類:36科110種
ウグイス、キビタキ、ホオジロ等
- ・獣類:8科15種
サドモグラ、サトガリネズミ、サドノウサギ等



国中平野



トキ

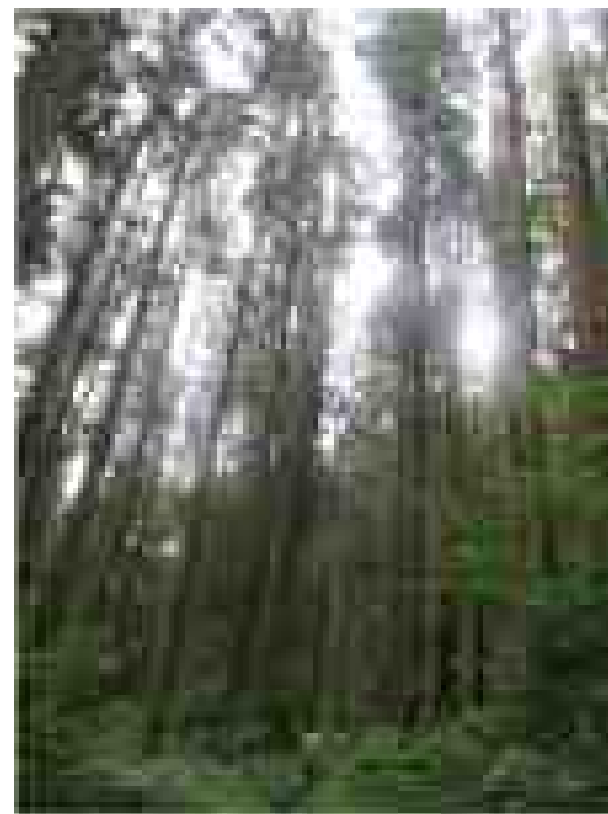
小佐渡東部鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 自然環境の概要

- ・昭和30年代後半から昭和40年代までは野生のトキの重要な営巣地及び採餌場で、国内の最後のトキが生息
- ・水田及び二次林である落葉広葉樹林が広がっている。
- ・再導入後もトキが通年で採餌及びびねぐら等の休息場所として利用。
- ・オジロワシや佐渡固有種サドカケス等も確認されている。

(特別保護地区)

- ・標高600mの区域でアカマツ、コナラ、スギ等の高木が広がっている。
- ・野生のトキが利用していた場所。

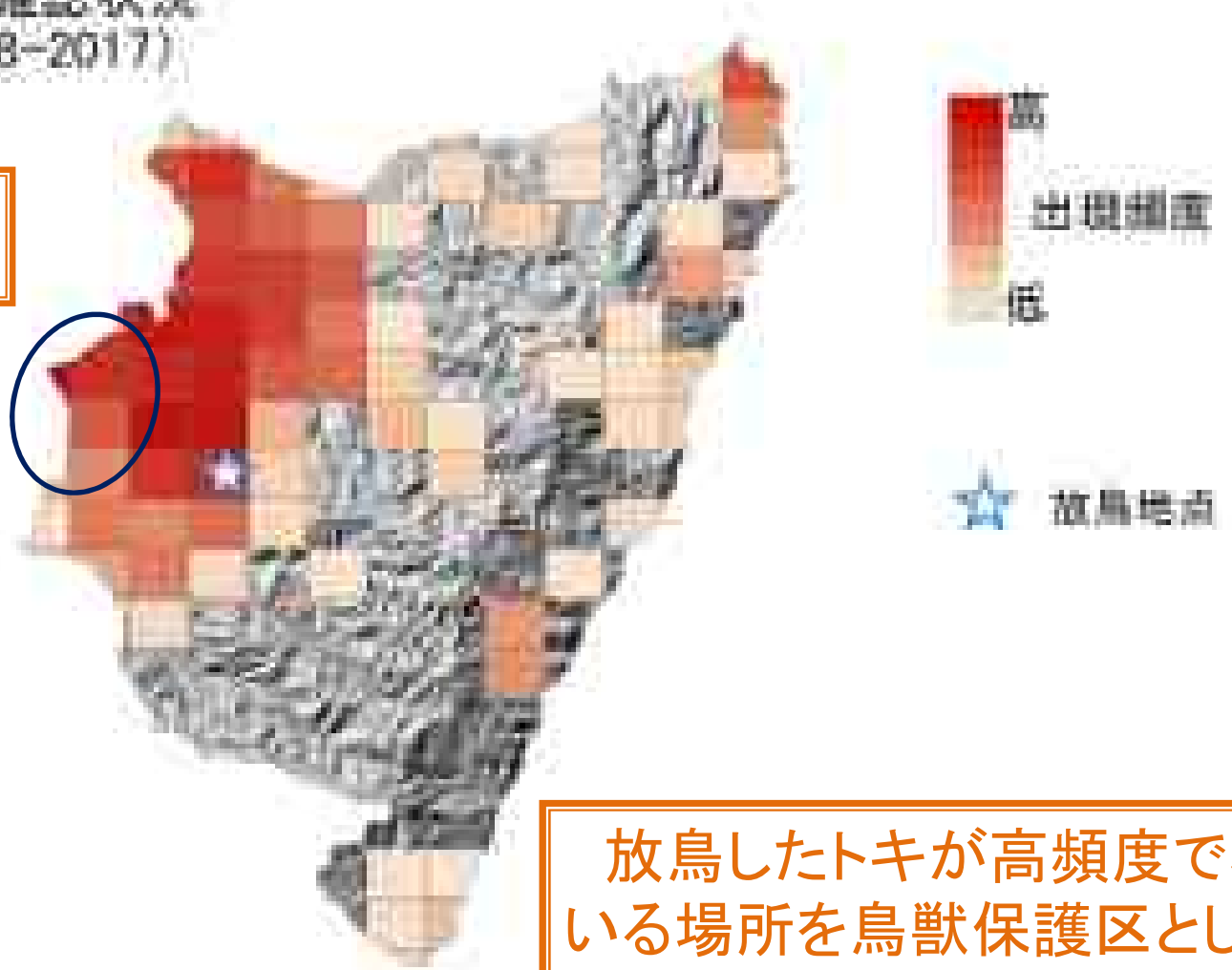


特別保護地区

小佐渡東部鳥獣保護区の拡張

トキの確認状況
(2008-2017)

鳥獣保護区
337ha拡張



放鳥したトキが高頻度で利用している場所を鳥獣保護区として新たに指定(区域拡張)

小佐渡東部鳥獣保護区の拡張

拡張することによりトキが利用する区域を県指定鳥獣保護区と併せて一体的に管理することができる。



小佐渡東部鳥獣保護区の拡張



トキがねぐらとして利用している林



トキが採餌で利用している水田

小佐渡東部鳥獣保護区及び同特別保護地区 の管理状況

前回指定時の管理方針

- トキを始めとする鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 鳥類の生息環境を脅かすような不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息環境への影響を防止するため、現場巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- テン等のトキを始めとする鳥獣の生息環境に影響を及ぼすおそれのある鳥獣については、有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- 当該区域の管理の実施に当たっては、トキ保護増殖事業計画に即して実施される保護増殖事業との連携を図る。
- 【鳥獣保護区】農林水産業と鳥獣の保護の両立を図るため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携し、鳥獣の個体数管理、生息環境管理等の総合的な鳥獣保護管理に努める。

小佐渡東部鳥獣保護区及び同特別保護地区 の管理状況

＜管理状況＞

- 新潟大学や市民ボランティアと協働し、通年でトキのモニタリング調査。
- 鳥獣保護区管理員による巡視及び鳥獣調査、制札の点検。
- トキや鳥類の保護に関する普及啓発。
- 農林水産業と鳥獣の保護の両立を図ることを目的に佐渡市や新潟県の取組と連携し、ビオトープや畦の管理など生息環境管理の体制づくりを強化。
- 新潟県と協力し、トキ保護センター周囲で箱わなによるテンなどの有害鳥獣捕獲。
- 野生下のトキのモニタリングデータを保護増殖事業の取組に反映。



リーフレット

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成30年8月31日(金)
- 場所：トキ交流館大ホール
- 公述人：13名
(本人出席5名、代理出席1名、欠席7名)
- 意見：賛成12名



主な意見	意見の対応
○トキの利用場所と鳥獣保護区及び特別保護地区が必ずしも一致していない。	○トキの生息状況をふまえ、区域の見直しを検討していく。存続期間中であっても必要であれば区域の変更は可能。

公告縦覧及びパブリックコメントの実施結果

公告縦覧

- 期間:平成30年8月14日(火)～平成30年8月27日(月)
- 場所:環境省自然環境局野生生物課、関東地方環境事務所
- 意見:なし

パブリックコメント

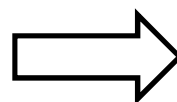
- 期間:平成30年8月15日(水)～平成30年9月3日(月)
- 場所:インターネット(電子政府の総合窓口[e-Gov]<http://www.e-gov.go.jp/>)
- 意見:なし

新規

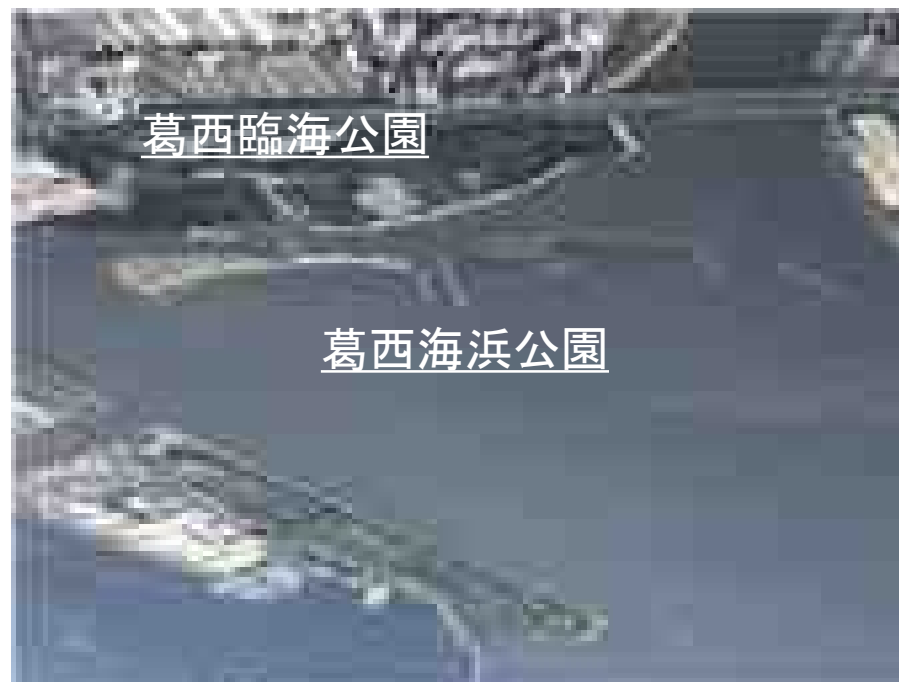
国指定葛西沖三枚洲鳥獣保護区の指定 葛西沖三枚洲特別保護地区の指定について

葛西沖三枚洲鳥獣保護区(380ha)

葛西沖三枚洲特別保護地区(367ha)



葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要



葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

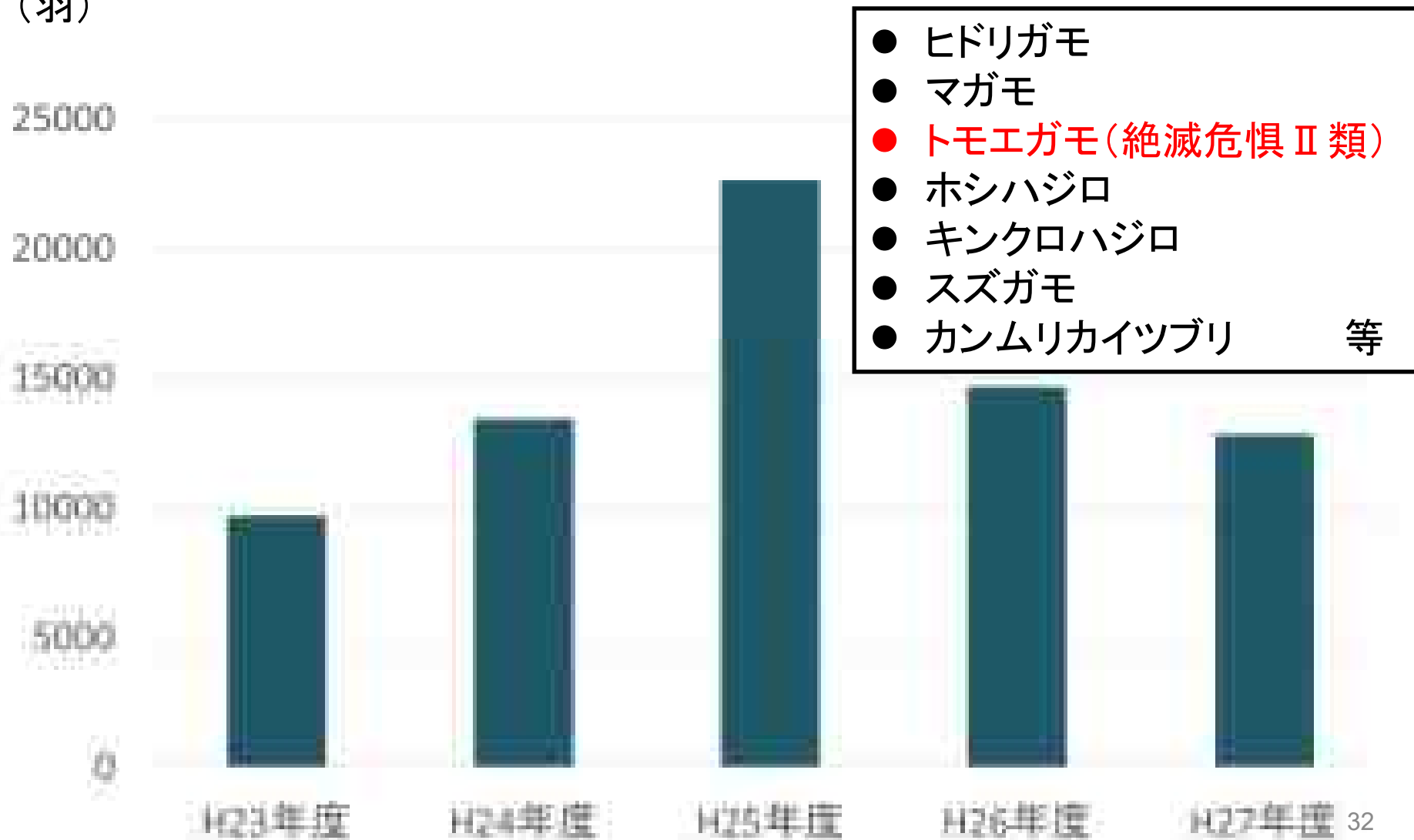
<東京都指定鳥獣保護区位置図(抜粋)>



葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

＜ガン・カモ類の飛来数＞
(羽)

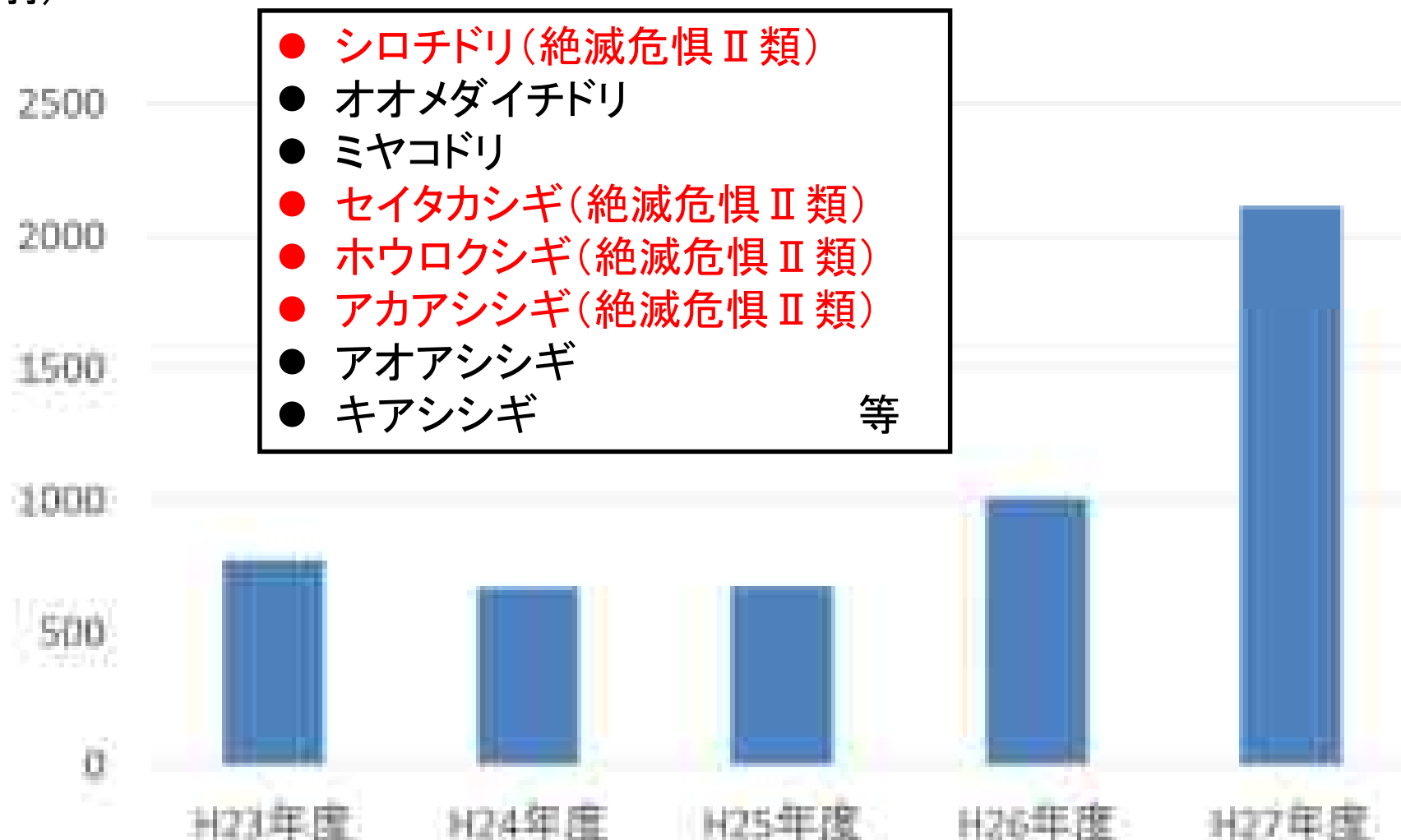
(モニタリング1000ガン・カモ類調査(葛西臨海公園))



葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

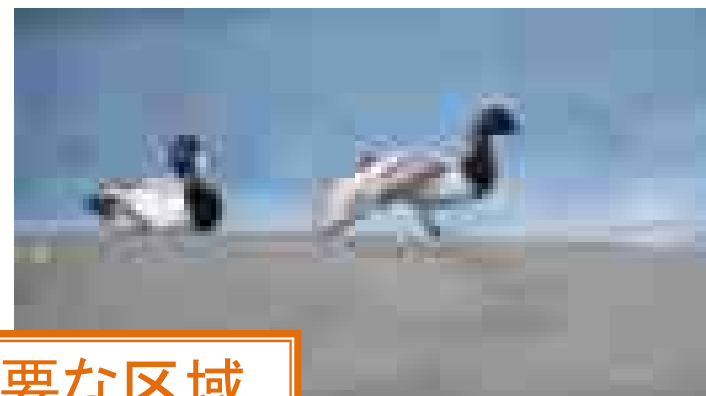
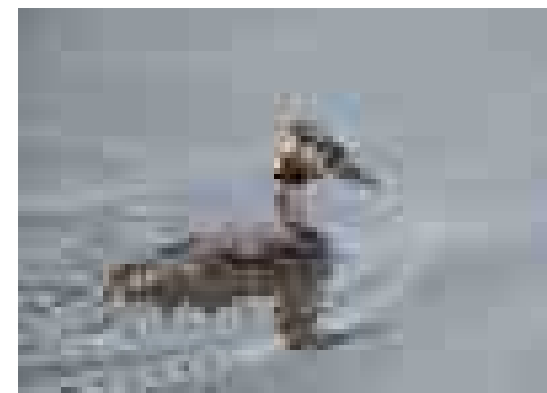
＜シギ・チドリ類の飛来数＞
(羽)

(モニタリング1000シギ・チドリ類調査(葛西海浜公園))



葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

- ◆ マガモ、スズガモ、カンムリカイツブリ等の多くの渡り鳥が集団渡来し、採餌や休憩の場、ねぐら等で利用。渡り鳥の越冬地として重要な場所。
- ◆ 環境省RL絶滅危惧Ⅱ類のコアジサシ、シロチドリ、セイタカシギ等も渡来



鳥類の生息地として国際的に重要な区域



都指定東京港鳥獣保護区の一部を国指定に振り替え。
特別保護地区を指定

葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

＜葛西海浜公園＞



[凡例]

■ : 開園区域 (411.5ha)

■ : 国指定鳥獣保護区への変更区域

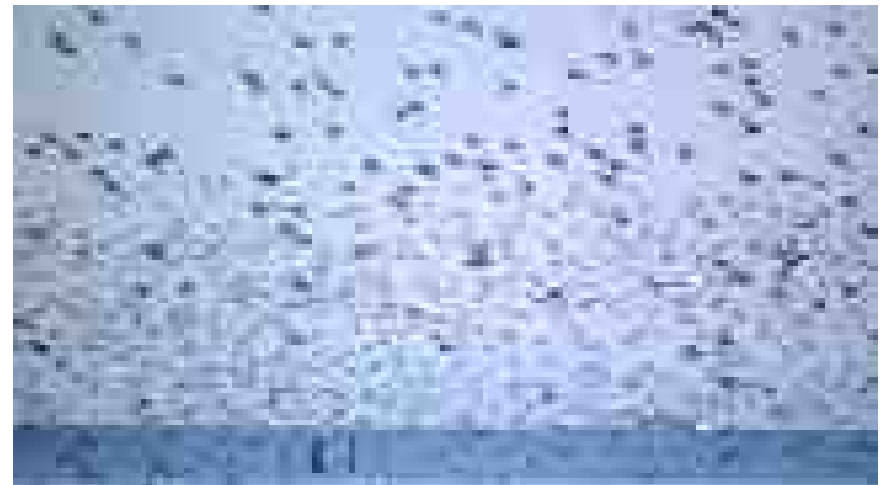
■ : 特別保護地区の範囲

● 西なぎさ



潮干狩り等のレジャー利用

● 東なぎさ



多くの渡り鳥が飛来。東京都により立入り規制
→ 特別保護地区

葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

- **位置**

東京都江戸川区
(東京都立葛西海浜公園の一部)

- **指定区分**

集団渡来地

- **面積**

鳥獣保護区

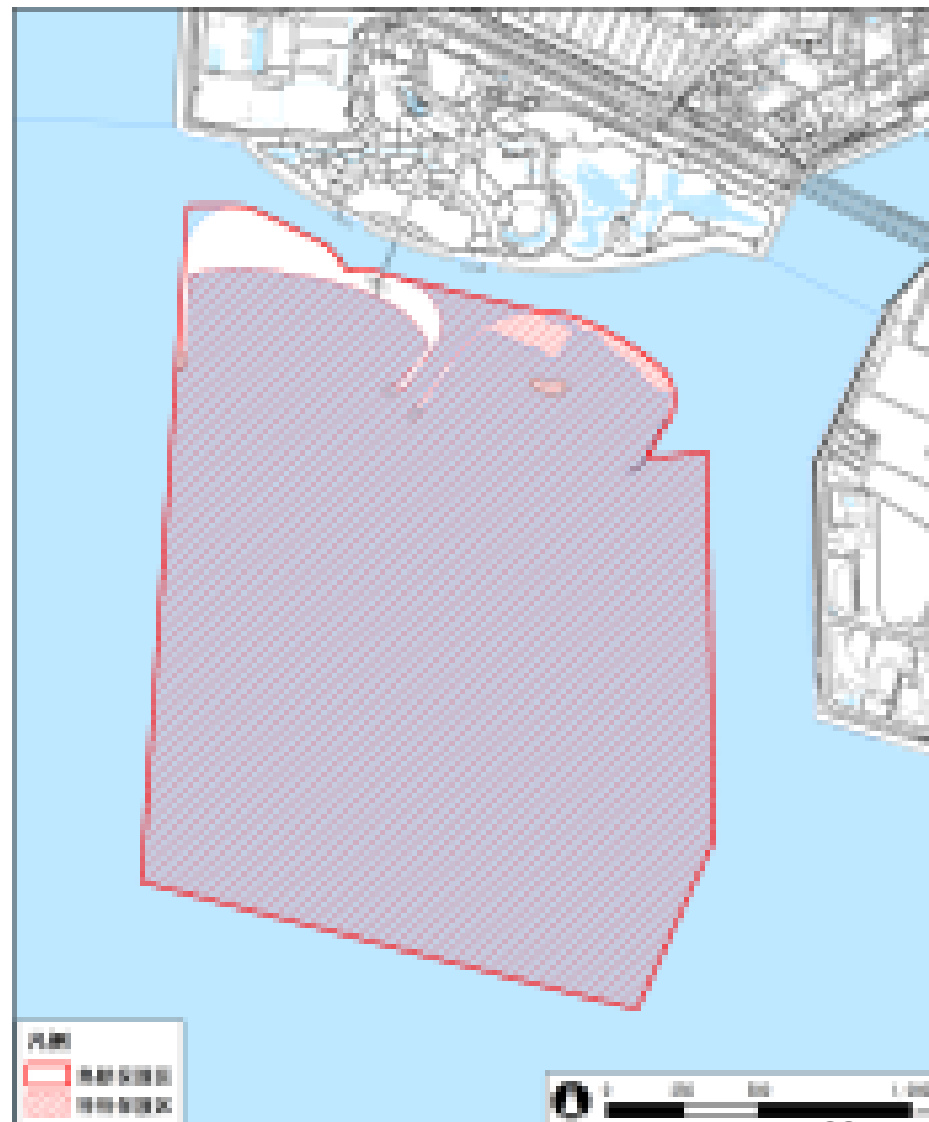
380ha

特別保護地区

367ha

- **存続期間**

平成30年10月15日(予定)
から20年間



葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

- 他法令による規制区域等

- ・ラムサール条約登録予定

- 生息する鳥獣

- ・鳥類: 35科126種
キンクロハジロ、スズガモ、
カンムリカイツブリ、シロチドリ、
セイタカシギ、クロツラヘラサギ等

- 自然環境の概要

- ・東京湾の東端の水面
- ・人工なぎさ、干潟
- ・人工なぎさでは木本類や海岸植生、
抽水植物群落が見られる。
- ・多くの渡り鳥が飛来し、越冬や休息
に利用。

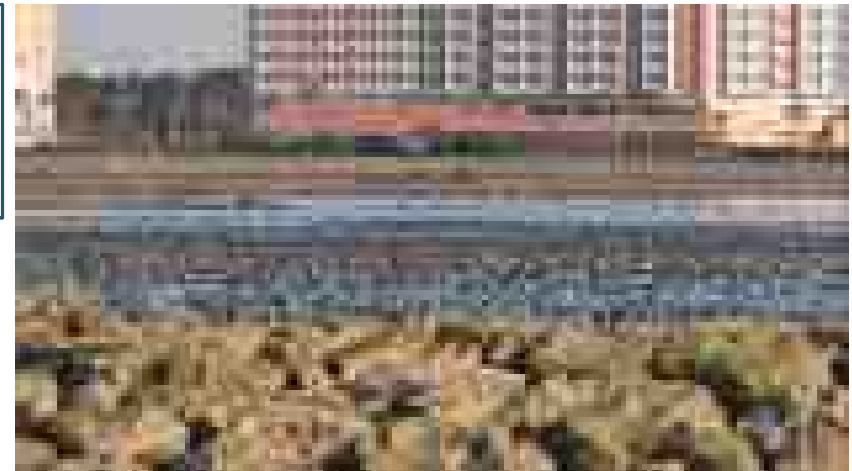


葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の管理

<管理方針>

- 集団渡来地の保護区として、スズガモをはじめとするカモ類の良好な生息環境が維持されるとともに、持続可能な利用が促進されるよう関係地方公共団体、地域住民等と連携協力した管理に努める。
- 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

- ✓ ラムサール条約に登録することで、野鳥観察や環境教育の場としての利用が期待される。



公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成30年3月30日(金)
- 場所：産業振興センター
- 公述人：5名
(本人出席1名、代理出席3名、欠席1名)
- 意見：賛成5名



主な意見	意見の対応
<p>○水産資源や漁業活動等漁業者によるこれまでの取組に影響が及ばないよう配慮いただきたい。</p> <p>○国指定鳥獣保護区に指定され、ラムサール条約の登録を目指すことは都民の海辺と親しむ場所、自然環境と親しむ場所の推進となるであろう。</p>	<p>○水産資源や漁業活動等の漁業者によるこれまでの取組に影響が及ぶようなことはない。</p>

公告縦覧及びパブリックコメントの実施結果

公告縦覧

- 期間:平成30年2月9日(金)～平成30年2月22日(月)
- 場所:環境省自然環境局野生生物課、関東地方環境事務所
- 意見:なし

パブリックコメント

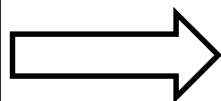
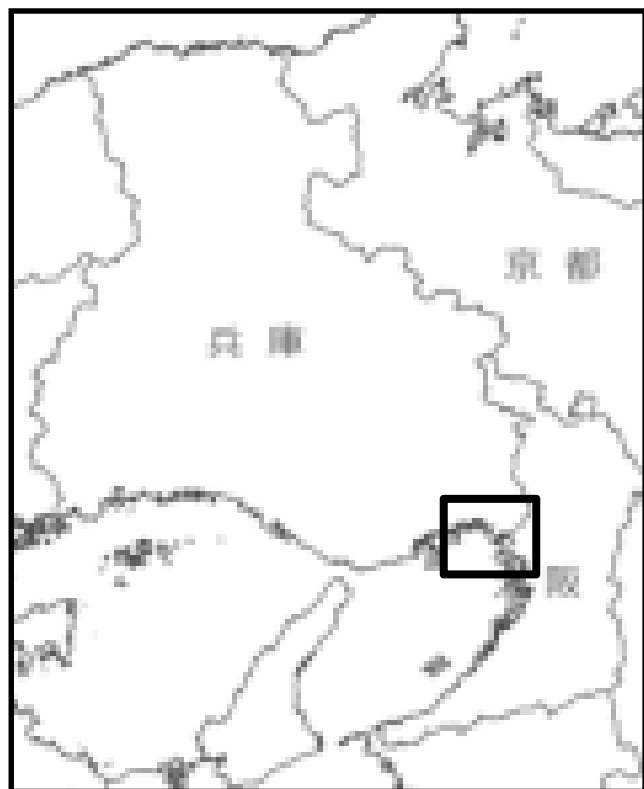
- 期間:平成30年2月9日(金)～平成30年3月10日(土)
- 場所:インターネット(電子政府の総合窓口[e-Gov]<http://www.e-gov.go.jp/>)
- 意見:12通40件

主な意見	意見の対応
<p>○鳥獣保護区の指定に反対。指定を検討するのであれば、その前提として、東京湾全体で海水浴ができるような水質を取り戻すこと、スズガモは1羽で1日1kgの二枚貝を食べると言われていることから、対象区域の実態調査を行ってから進めるべき。</p> <p>○千葉県漁業関係者、区域内で生業している地元関係者との調整はできていないため、調整を行うべき。地元関係者とは誰か公表すべき。</p>	<p>○当該区域は、これまでのモニタリング調査の結果から国指定鳥獣保護区の要件に合致していること、東京都及び江戸川区をはじめ、地元NGO等からの要望があったこともあり、保護区指定を進めている。</p> <p>○海面の区域は東京都海上公園条例に基づく、海上公園区域内となっており、現在、東京都指定の鳥獣保護区に指定されている。都、江戸川区と連携し、東京都内湾漁協、地元で活動するNGOと調整を行ってきた。</p>

浜甲子園鳥獣保護区 浜甲子園特別保護地区 の再指定について

浜甲子園鳥獣保護区(30ha)

浜甲子園特別保護地区(12ha)



浜甲子園鳥獣保護区浜甲子園特別保護地区の概要

- **位置**

兵庫県西宮市

- **指定区分**

集団渡来地

- **面積**

特別保護地区
12ha(再指定)

- **存続期間**

平成30年11月1日から20年間



浜甲子園鳥獣保護区浜甲子園特別保護地区の概要

● 他法令による規制区域等

- ・西宮市の条例に基づく「生物保護地区」。立入り等を制限

● 生息する鳥獣

- ・鳥類: 26科83種
トモエガモ、ホシハジロ、ホウロクシギ、
コアジサシ、 シロチドリ等

● 自然環境の概要

- ・大阪湾に残された数少ない干潟。
- ・砂丘部にはハマビシ、ツルヨシ等の海浜植生が分布。
- ・底生生物が豊富。鳥類の採餌、休息の場所として利用されている。
- ・阪神大震災の影響で地盤が沈下したことで干潟が減少。鳥類の利用環境が悪化している。

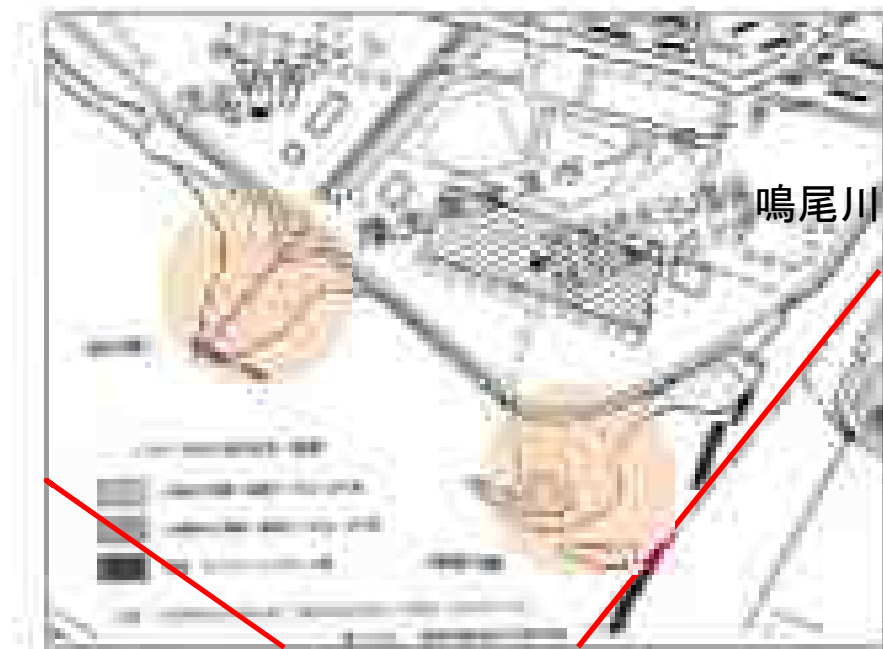


浜甲子園鳥獣保護区における保全事業

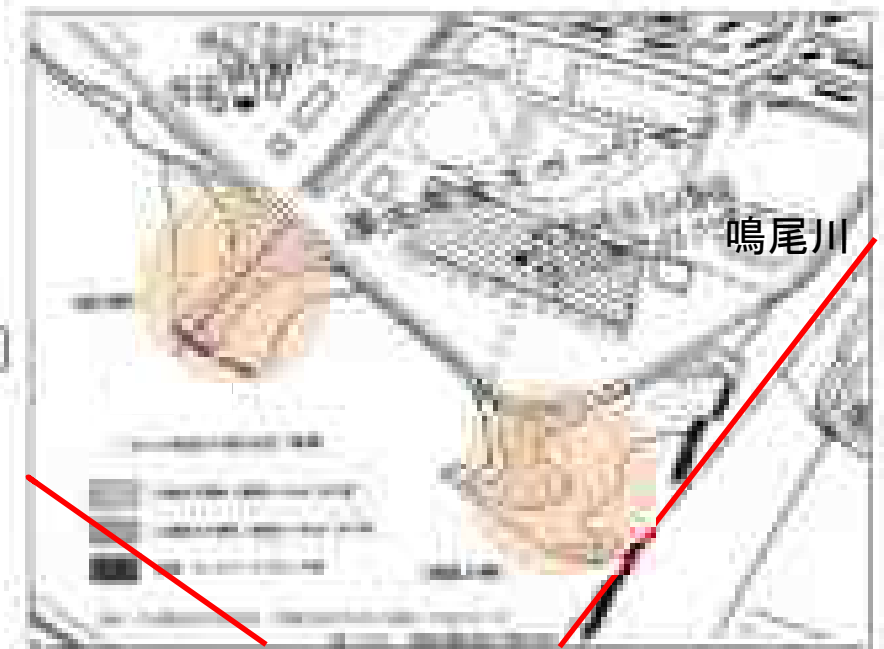
<干潟の環境の変化>

- 鳴尾川の改修による土砂供給の停止
- 阪神大地震の影響による干潟の沈下と面積の縮小

水鳥が利用する場所が減少し、渡り鳥の越冬地等の機能が低下



阪神大地震後の干潟の状況(平成7年春季)

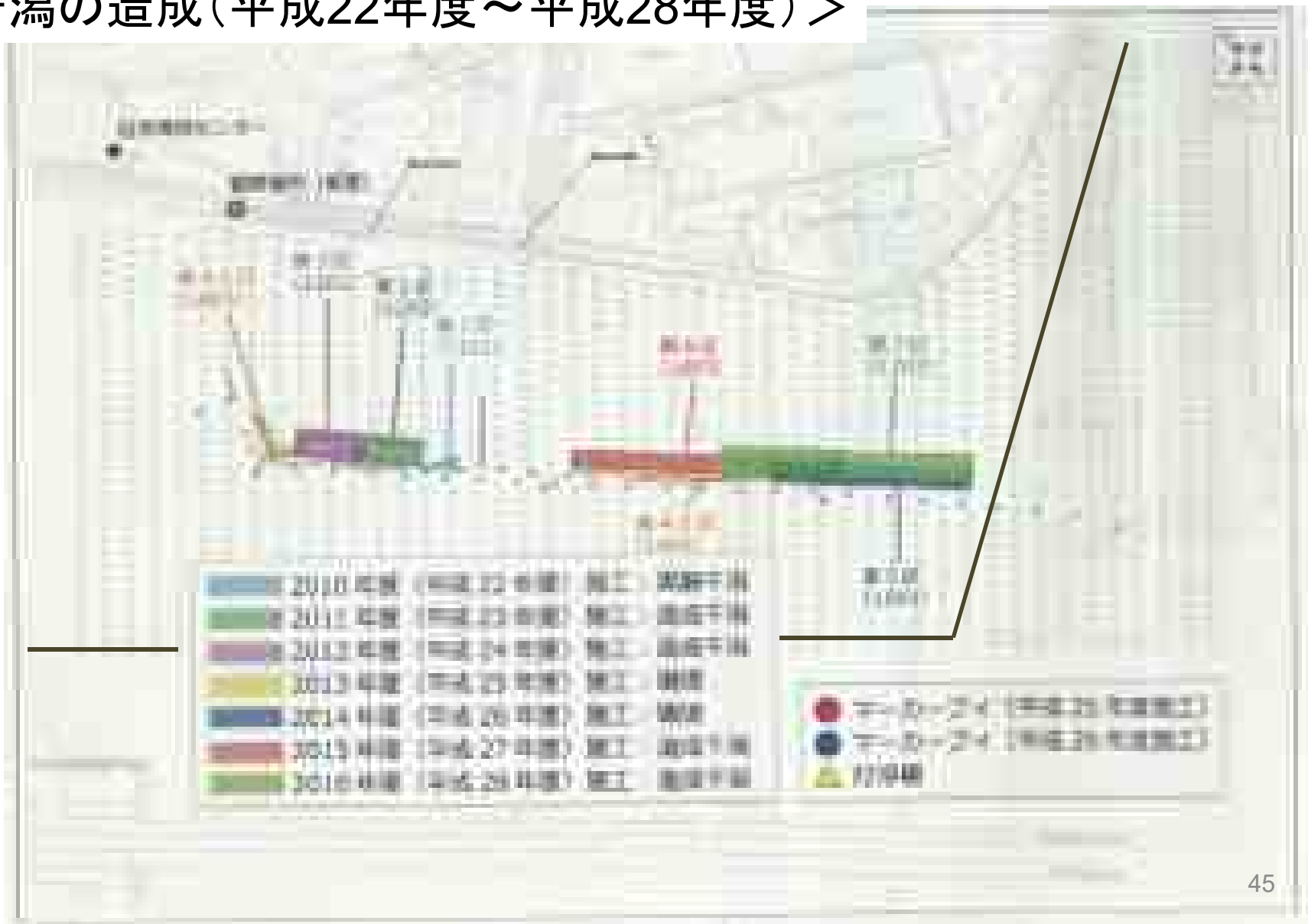


阪神大地震前の干潟の状況(平成6年春季)

渡り鳥の生息環境を改善し、良好に維持していくために干潟の造成を保全事業で実施

浜甲子園鳥獣保護区における保全事業

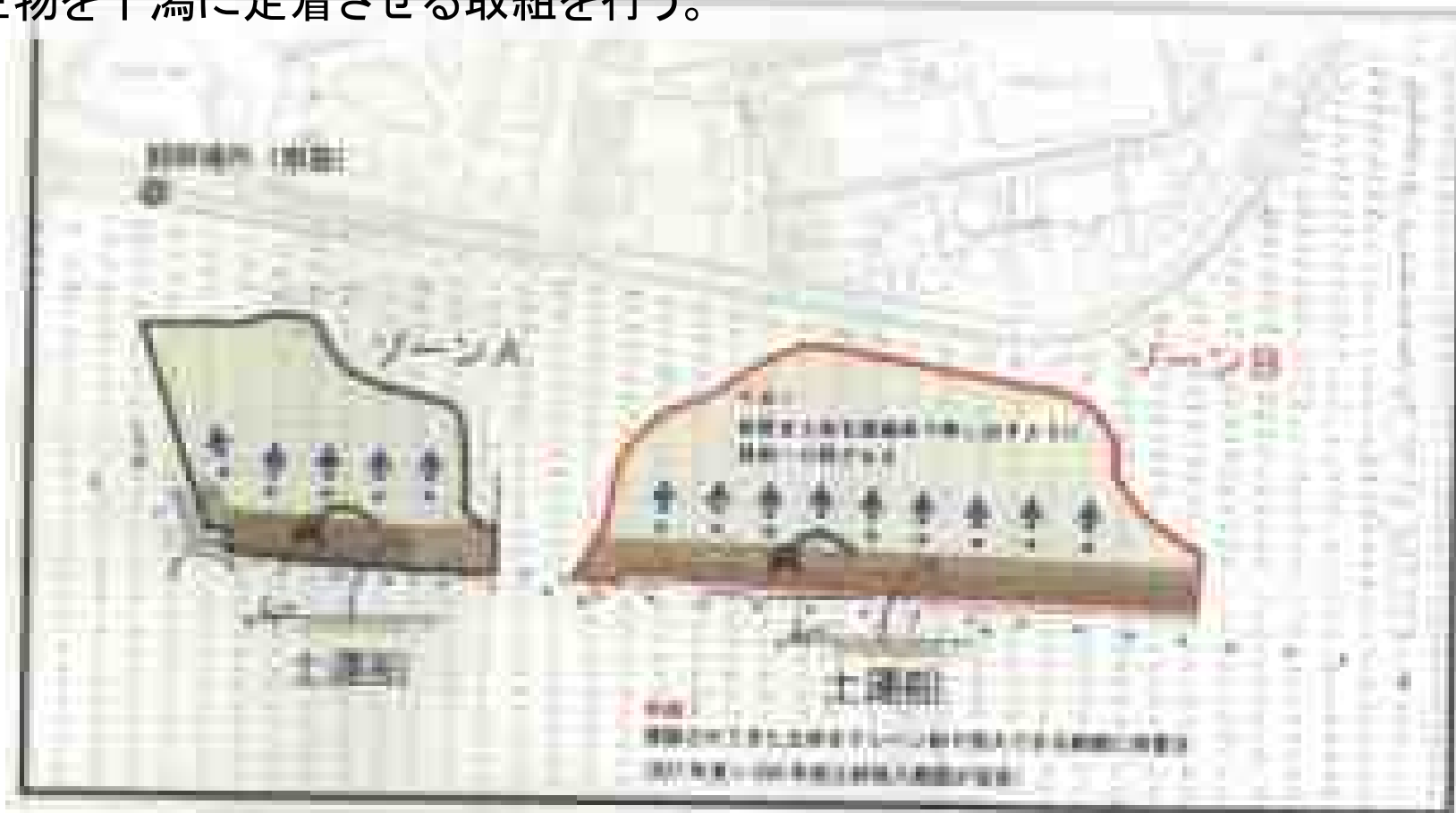
＜干潟の造成（平成22年度～平成28年度）＞



浜甲子園鳥獣保護区における保全事業

<干潟の造成(平成30年度~)>

- ✓ 兵庫県が武庫川河床掘削工事で発生する土砂(6万m³)を保全事業を実施している区域に搬入。→干潟の造成
- ✓ 環境省は造成した干潟を鳥類が利用することができるように餌資源となる底生生物を干潟に定着させる取組を行う。



浜甲子園鳥獣保護区浜甲子園特別保護地区 の管理状況

前回指定時の管理方針

- 鳥類のモニタリング調査を通じて、当該区域における鳥類の生息状況の把握に努める。
- 鳥類を驚かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関、地元NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 【特別保護地区】シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の生息環境の維持・改善を図るため環境整備を行う。

<管理状況>

- 国指定鳥獣保護区管理員による巡視及び鳥獣調査、制札の点検
- 釣り人に対する注意喚起
- ヨット、船等の航行に対する注意喚起
- 保全事業の実施



公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成30年8月30日(水)
- 場所：西宮市立甲子園浜自然環境センター
- 公述人：8名
(本人出席2名、代理出席4名、欠席2名)
- 意見：賛成8名



主な意見	意見の対応
○存続期間を20年間としていただき嬉しいが、次の世代への継承が課題。	○次世代の継承については環境省としても課題として考えていく。

公告縦覧及びパブリックコメントの実施結果

公告縦覧

- 期間:平成30年8月8日(水)～平成30年8月21日(火)
- 場所:環境省自然環境局野生生物課、近畿地方環境事務所
- 意見:なし

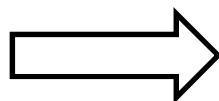
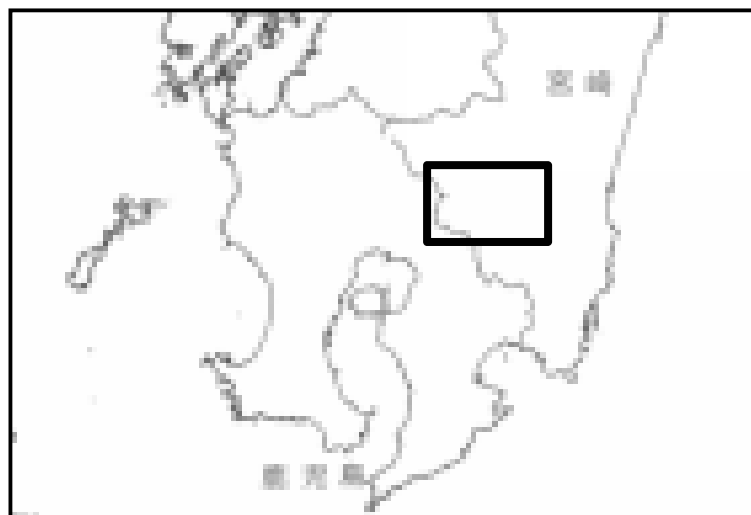
パブリックコメント

- 期間:平成30年8月15日(水)～平成30年9月3日(月)
- 場所:インターネット(電子政府の総合窓口[e-Gov]<http://www.e-gov.go.jp/>)
- 意見:なし

国指定霧島鳥獣保護区 霧島特別保護地区 の再指定について

霧島鳥獣保護区(11,433ha)

霧島特別保護地区(1,936ha)



霧島鳥獣保護区霧島特別保護地区の概要

- **位置**

宮崎県都城市、小林市、えびの市、
高原町
鹿児島県霧島市

- **指定区分**

大規模生息地

- **面積**

特別保護地区
1,936ha(再指定)

- **存続期間**

平成30年11月1日から10年間



霧島鳥獣保護区霧島特別保護地区の概要

● 他法令による規制区域等

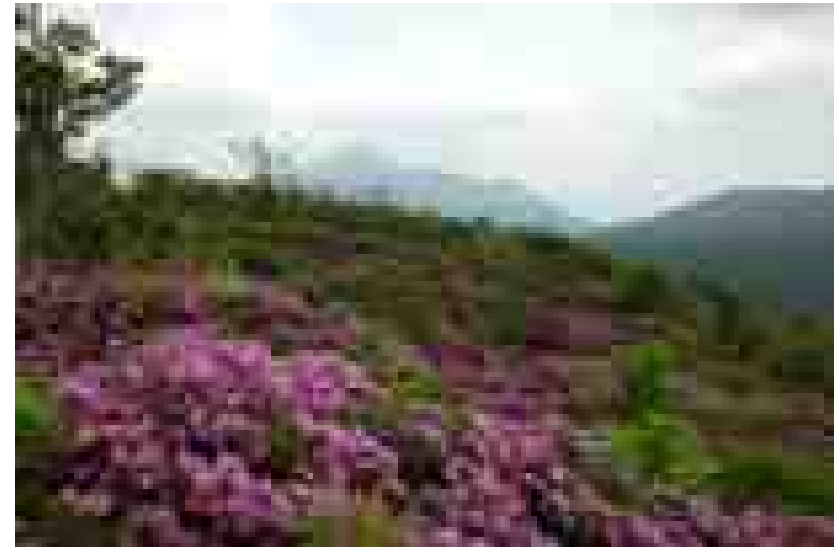
- ・霧島錦江湾国立公園(全域)

● 生息する鳥獣

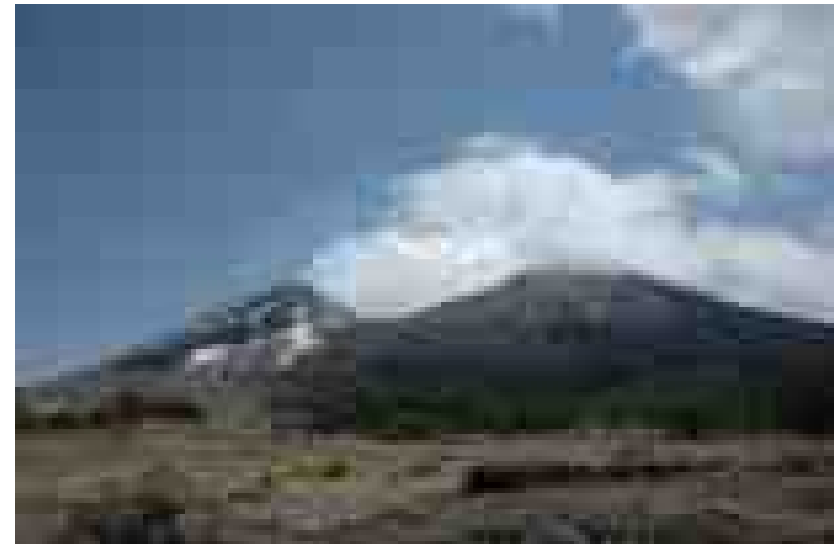
- ・鳥類:51科178種
クマタカ、ヤイロチョウ、オオルリ、
マガモ等
- ・獣類:8科11種
タヌキ、ノウサギ、ヤマネ等

● 自然環境の概要

- ・霧島山とその周辺では原始性の高い自然環境が見られる。標高毎に異なった自然環境を有する。
- ・森林性の鳥、かも類の水鳥、タヌキ、ノウサギ等の多様な生物相。
- ・平成23年から火山活動が続いている。



ミヤマキリシマ



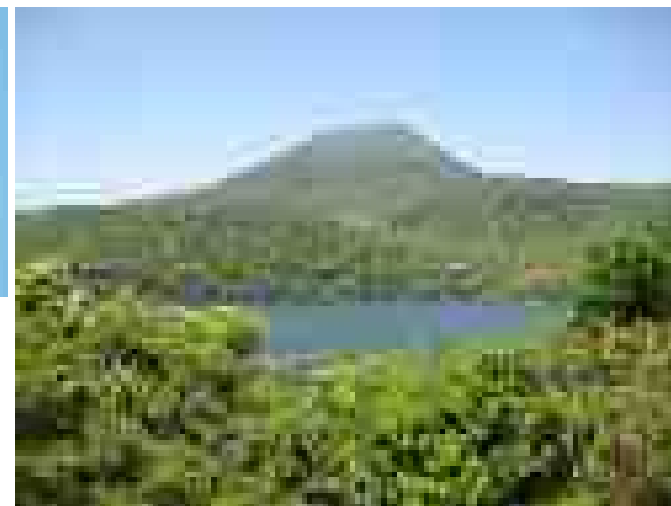
韓国岳

霧島鳥獣保護区霧島特別保護地区の概要

<国設御池野鳥の森>

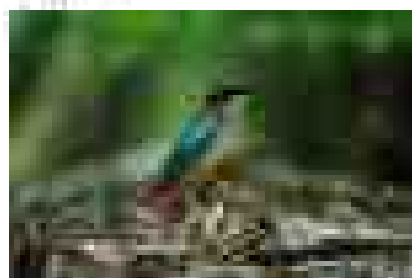


クマタカ



御池

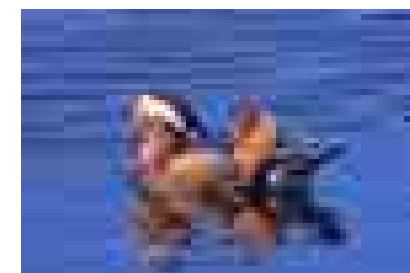
画像引用:
http://www.town.takaharu.lg.jp/modules/contents03/index.php?content_id=10



ヤイロチョウ



鳥類観測ステーション



オシドリ

- ・林野庁、高原町、環境省で管理
- ・鳥類の観察場所として利用されている。
- ・ヤイロチョウの繁殖時期は利用者に立入りの自粛をお願い

霧島鳥獣保護区霧島特別保護地区の管理状況

前回指定時の管理方針

- 鳥類のモニタリング調査を通じて、当該区域における鳥類の生息状況の把握に努める。
- 現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地元NGO、地域住民と連携協力した普及啓発活動に取り組む。
- 周辺林地、農地等において、ニホンジカやイノシシ等による食害が生じていることから、関係地方公共団体や関係機関、農林業生産者等と協力を図り、野生鳥獣の適正な保護管理に努める。

<管理状況>

- 国指定鳥獣保護区管理員による巡視及び鳥獣調査、制札の点検
- ヤイロチョウ繁殖地への立入りに関する注意喚起
- ニホンジカへの餌やり禁止の普及啓発



公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成30年9月4日(火)
- 場所：えびのエコミュージアムセンター
- 公述人：28名
(本人出席4名、代理出席10名、欠席14名)
- 意見：賛成27名 条件付賛成1名



主な意見	意見の対応
<p>○ニホンジカの農林業被害の対策が必要。シカ、イノシシの捕獲は保護区内では可能とする等の配慮が必要</p> <p>○シカが増えたことで林内の下層植生が減っている。ヤマビルが増えている。</p>	<p>○有害鳥獣の捕獲申請については迅速に対応する。</p> <p>○環境省では国立公園の生態系維持回復事業によりニホンジカの捕獲を実施している。</p> <p>○下層植生、ヤマビルについては関係者と共有する。</p>

公告縦覧及びパブリックコメントの実施結果

公告縦覧

- 期間:平成30年8月15日(水)～平成30年8月28日(火)
- 場所:環境省自然環境局野生生物課、九州地方環境事務所
- 意見:なし

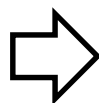
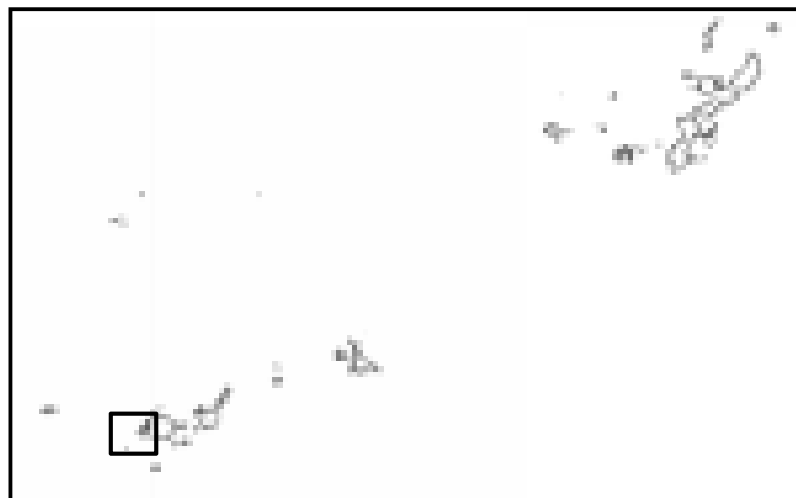
パブリックコメント

- 期間:平成30年8月15日(水)～平成30年9月3日(月)
- 場所:インターネット(電子政府の総合窓口[e-Gov]<http://www.e-gov.go.jp/>)
- 意見:なし

国指定仲の神島鳥獣保護区 仲の神島特別保護地区 の再指定について

仲の神島鳥獣保護区(18ha)

仲の神島特別保護地区(18ha)



仲の神島鳥獣保護区仲の神島特別保護地区の概要

- 位置

沖縄県八重山郡竹富町

- 指定区分

集団繁殖地

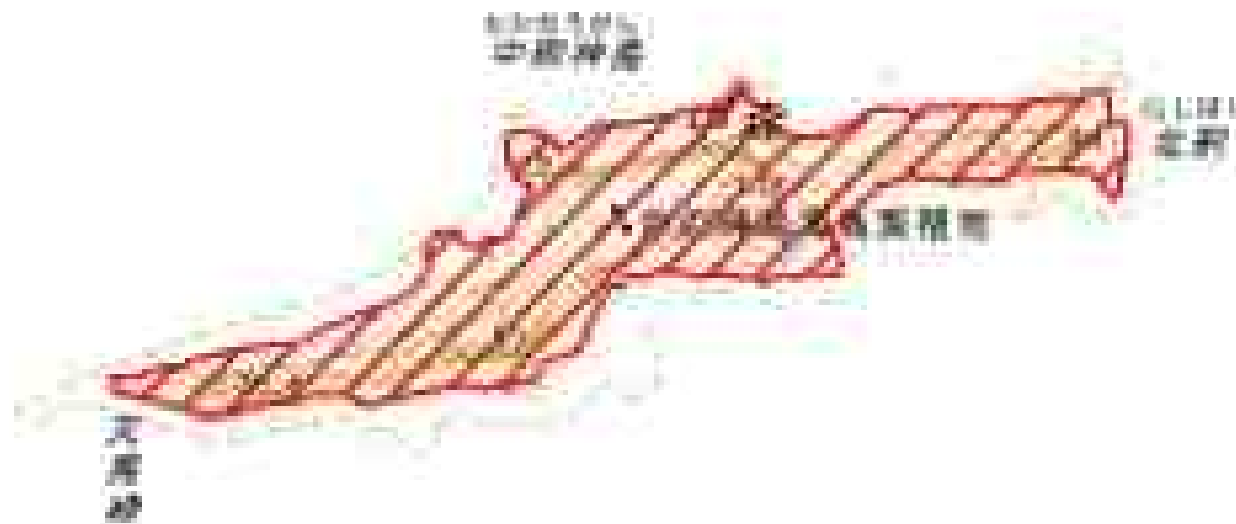
- 存続期間

平成30年11月1日から20年間

- 面積

特別保護地区

18ha(再指定)



仲の神島鳥獣保護区仲の神島特別保護地区の概要

● 他法令による規制区域等

- ・西表石垣国立公園(全域)
- ・史跡名勝天然記念物(全域)

● 生息する鳥獣

- ・鳥類: 22科46種
オオミズナギドリ、アナドリ、カツオドリ、
クロアジサシ、マミジロアジサシ等
- ・獣類: 1科1種
クマネズミ

● 自然環境の概要

- ・無人島
- ・断崖に囲まれた険しい地形で、ガジュマル以外の樹木はない。シバ類、ハマナタネマメ等の植物が生育。
- ・島全体が海鳥の繁殖地



クロアジサシ



仲の神島

仲の神島鳥獣保護区仲の神島特別保護地区の概要

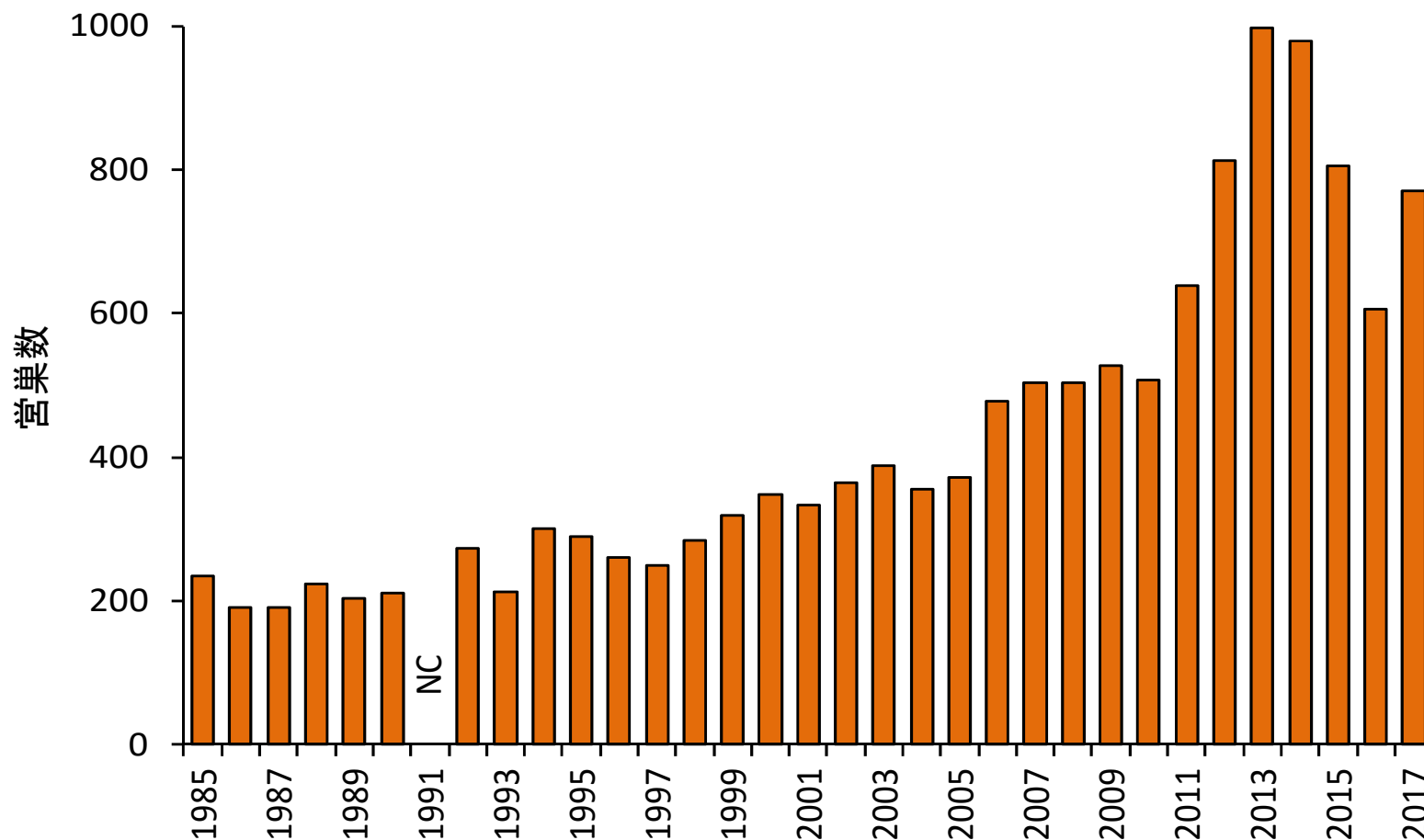
- 昭和61年に林野庁、沖縄県、環境省の3者で、仲の神島の保護を図るため「仲御神島海鳥繁殖地の取り扱い方針」を作成。
- 法的規制ではないものの、広く周知されていることから、立ち入る者は減っている。

【仲御神島海鳥繁殖地の取り扱い方針】

- 1) 島内への立入りは海鳥の集団繁殖に与える影響が大きいので、緊急避難の場合を除き原則として認めないものとする。
ただし、学術研究のための調査、海鳥保護の普及・啓蒙を図るための取材等については、次の条件の下に認めるものとする。
 - ア. 仲御神島の海鳥の生態に対し理解のある学識経験者が同行すること。
 - イ. 機材等は必要最小限とすること。
 - ウ. 島内での長期に渡る滞在は避け、3日以内とすること。
泊まる場合は下部岩棚付近とすること。
 - エ. 人数は必要最小限とすること。(取材等は3人以内とすること。)
- 2) 同一目的の取材を避けるため、撮影フィルム、ビデオテープなどの提出について協力を求めるものとする。
- 3) 管理上必要な行為についても、上記1)に準じて取り扱うものとする。

仲の神島鳥獣保護区仲の神島特別保護地区の概要

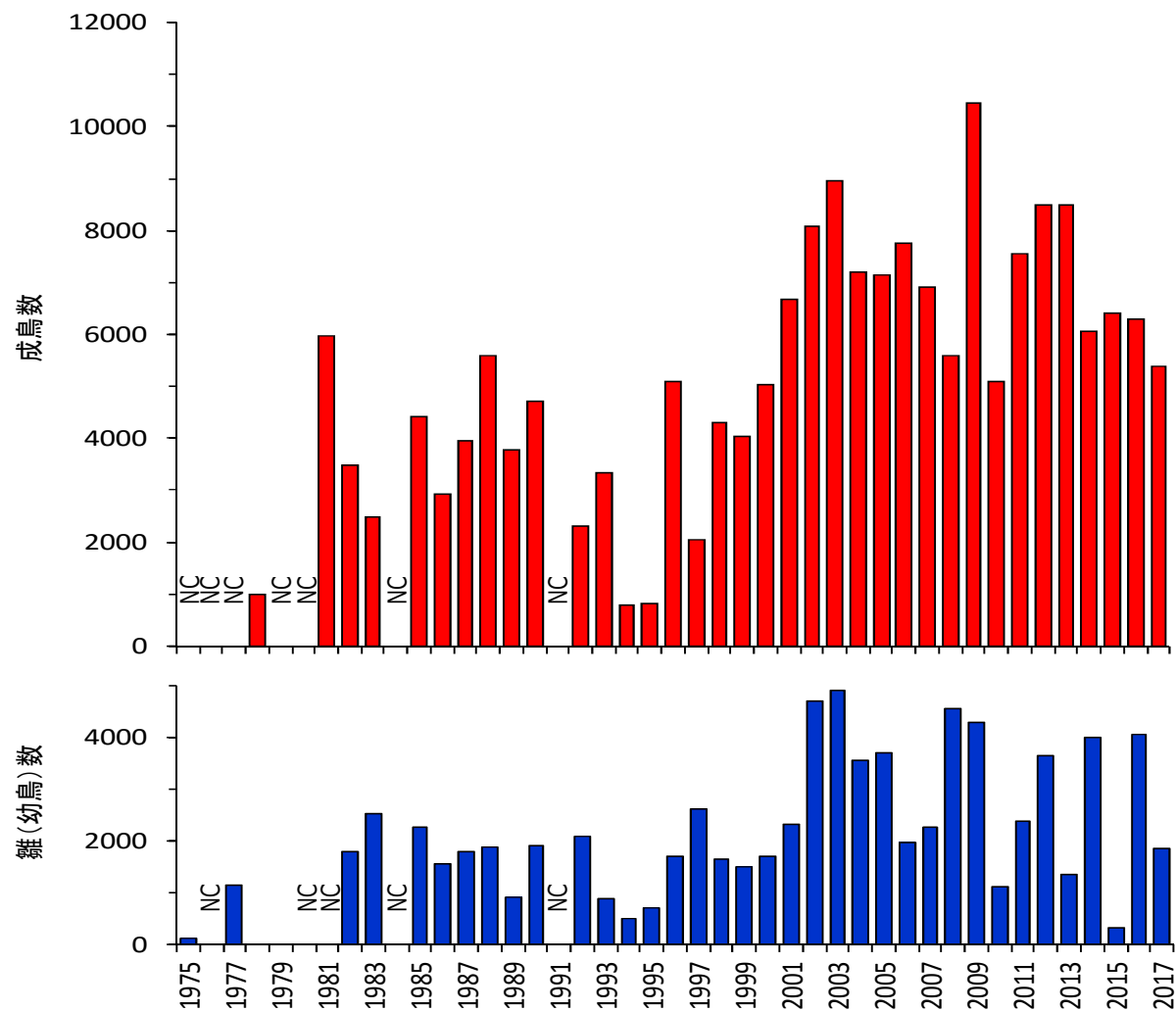
＜カツオドリの営巣数＞



(平成29年度国指定仲の神島鳥獣保護区の更新等に関する情報収集業務)

仲の神島鳥獣保護区仲の神島特別保護地区の概要

＜セグロアジサシの主コロニーにおける成鳥数と雛(幼鳥)数＞

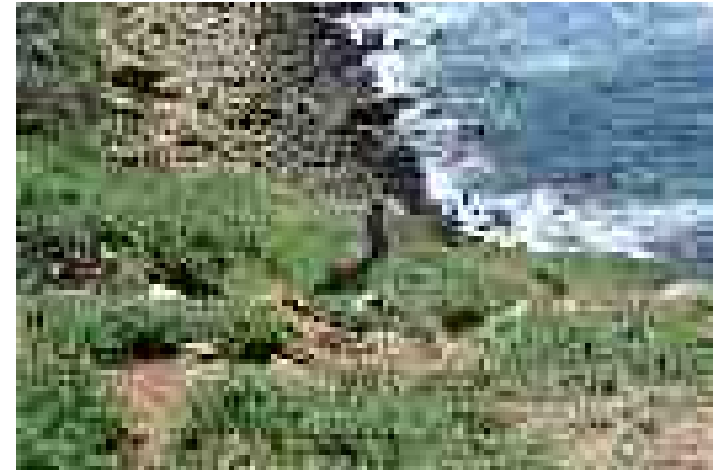


(平成29年度国指定仲の神島鳥獣保護区の更新等に関する情報収集業務報告書)⁶²

仲の神島鳥獣保護区仲の神島特別保護地区 の管理状況

前回指定時からの管理状況

- 国指定鳥獣保護区管理員による巡視及び鳥獣調査、制札の点検。
- 釣り人やダイバーの立入りを防止するための普及啓発



カツオドリ

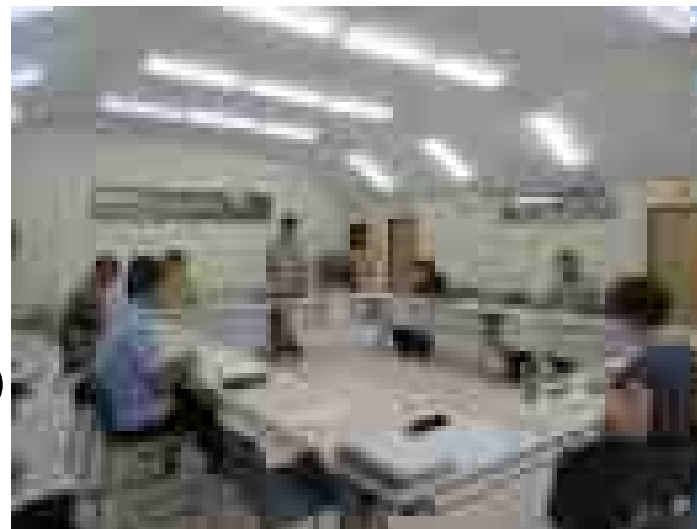
<管理方針>

- 島内への立ち入りは海鳥の集団繁殖に与える影響が大きいことから、釣り人やダイバーの上陸等の海鳥の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するために、関係地方公共団体及び関係機関等と連携し、周知及び普及啓発活動に取り組む。
- 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況及びネズミ等捕食者の影響の把握に努める。

公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：平成30年8月22日(水)
- 場所：竹富町役場
- 公述人：6名
(本人出席1名、代理出席3名、欠席2名)
- 意見：賛成 名



主な意見	意見の対応

公告縦覧及びパブリックコメントの実施結果

公告縦覧

- 期間:平成30年8月8日(水)～平成30年8月21日(火)
- 場所:環境省自然環境局野生生物課、那覇自然環境事務所
- 意見:なし

パブリックコメント

- 期間:平成30年8月15日(水)～平成30年9月3日(月)
- 場所:インターネット(電子政府の総合窓口[e-Gov]<http://www.e-gov.go.jp/>)
- 意見:なし